## 静岡県告示第77号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定予定森林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法 律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年2月4日

静岡県知事 川勝平太

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 島田市川根町笹間上字萩山577の1、577の2、578の1、578の2、579、580、581の1、582、583、584 の1、585の1
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁、志太榛原農林事務所及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。)